

松戸市在宅高齢者向け保健・福祉サービス一覧

(松戸市に住民票があり松戸市に居住している方のサービス)

平成 26 年 4 月 1 日現在

番号	サービス名	内容	対象者	費用	提供限度	相談窓口・担当課
①	軽度生活援助事業	軽度な日常生活の援助を依頼できるミニ二援助券を発行している。 ※仕事の依頼はシルバー人材センターへ	・75歳以上のひとり暮らしの方 ・75歳以上の高齢者のみの世帯 ・40歳以上で介護認定のあるひとり暮らしの方	ミニ二援助券1枚(1時間)につき100円	ミニ二援助券を月1枚の割合で発行。利用は月1回で、援助内容により1回3枚まで延長可能	
②	緊急通報装置貸与	緊急時にボタンを押すとコールセンターへ通報できる緊急通報装置を貸し出す。 《申請方法》 地区の民生委員を通じて申請してください。	65歳以上のひとり暮らし世帯で、前年度の市民税が非課税の方。	無料	機器の破損や転居時の修設費用が発生する場合は自己負担	
③	家具転倒防止器具等取付費助成	地震等による家具の転倒を防ぐための器具の購入及び取付費用の助成をする。	世帯員全員の前年度市民税が非課税である下記の世帯主 ・65歳以上の方 ・65歳未満で要介護(支援)認定者 ・65歳未満で身体障害者手帳(1,2級)、療育手帳、精神保健福祉手帳(1級)のいずれか所持の方	対象経費の1割	対象経費(上限10,000円)のうち9割を助成(最大9,000円の助成)	介護保険課 給付班
④	住宅増改築資金助成制度	高齢者の方の自立の促進、介助に適した住環境づくりを支援するため、住宅増改築資金を助成する。 ※工事着手前の申請手続きが必要	65歳以上の要介護(要支援)認定者、もしくは非該当と認定され、かつ移動・歩行等が困難と市長が認められた方で、市内に2年以上居住している方。 ※介護保険認定者は介護保険制度の利用が最優先	1割の自己負担(生計中心者の収入により基準額あり)	・市民税非課税世帯：基準額30万円限度の9割を助成。 ・市民税課税世帯：基準額15万円限度の9割を助成。	地域包括支援センター
⑤	配食サービス	外出及び食事の用意をするのが困難な高齢者に夕食を直接手渡すことで安否の確認を行う。 《申請方法》 担当ケアマネージャーを通じて申請してください。	65歳以上の要介護(要支援)認定者で、心身の障害及び病状等により外出及び食事の用意が困難な下記の世帯 ・ひとり暮らし世帯 ・高齢者のみの世帯 ・高齢者と障害者の世帯 ※買物ができる方及び日中独居の方は対象外	1食400円(食材料相当額として) ※配食サービス利用券を指定業者から購入し、弁当と引き換える	週4日以内	
⑥	介護用品支給事業	在宅で紙おむつを使用している高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ券を支給し、家族の支援をする。紙おむつ券は市内の指定業者で交換できる。	介護保険で要介護3から5と認定され、紙おむつを使用している方を在宅で介護している家族で、本人及び家族が市内に住民票があり、居住している方	無料	市の指定した品目から「紙おむつ券」1枚につき1パック交換できる。 〔要介護3〕：月1枚 〔要介護4～5〕 ・市民税非課税世帯：月2枚 ・市民税課税世帯：月1枚	
⑦	家族介護慰労事業	在宅で要介護高齢者を介護している家族に対し、慰労金を支給する。	介護保険で要介護4又は5と認定されているが1年間介護保険のサービスを受けなかった高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の同居家族		年額10万円を支給	
⑧	移送サービス	閉じこもりがちな高齢者の外出を支援する。	65歳以上で、介護保険で非該当と認定されたが、下級療養所に該当等があり、一般の交通機関を利用するのが困難な方 ※通院目的は対象外	無料。ただし初乗り料金相当額(上限730円)を超えた場合は自己負担	タクシー券を月2枚発行。	
⑨	ホームヘルプサービス	ホームヘルパーによる日常生活支援を行う。	65歳以上で介護保険で非該当と認定されたが、心身機能の低下により日常生活に支障があり、援助の必要がある方	介護保険の1割相当額	身体状況により週1回又は週2回程度	
⑩	徘徊者探索サービスの利用料助成	徘徊者探索サービスの利用料を助成する。	介護保険の要介護(要支援)認定を受けた、40歳以上の徘徊のある方を介護している家族等	市民税非課税世帯：1割の自己負担 市民税課税世帯：5.5割の自己負担	市民税非課税世帯：登録料・利用料の9割を助成 市民税課税世帯：登録料・利用料の4.5割を助成	

<p>⑪ 介護予防事業 (通所型 サービス)</p>	<p>①運動器の機能向上教室 ストリッチや有酸素運動、簡易な器具を使った運動を行う ②栄養改善教室 個別での栄養相談や集団での栄養教育を行う ③口腔機能向上教室 口の中のお手入れや、食べ物の飲み込む機能の体操等を行う ④認知機能向上教室 全身運動や手先を使った趣味活動、栄養の改善や仲間づくりを通し、身体と心を活発にする事で脳の活性化を行う</p>	<p>40～74歳の松戸市国民健康保険に加入している方 75歳以上(誕生日から)の方(65歳～74歳以下の一定の障害認定者も含む)</p>	<p>無料</p>	<p>①運動器の機能向上教室 週2回 3か月 計24回 又は 週1回 6か月 計24回 ②栄養改善教室 月1回 程度 6か月 ③口腔機能向上教室 月1～2回 3か月 ④認知機能向上教室 週2回 3か月 計24回 又は 週1回 6か月 計24回</p>	<p>国民健康 保険課 高齢者 支援課</p>
<p>⑫ 健康診査</p>	<p>・特定健康診査 (集団と個別) → 後期高齢者の健康診査 (個別) (個別)</p>	<p>40歳以上の生系保護世帯の方 35歳～39歳の女性 40歳以上の市民 20歳以上 20歳以上</p>	<p>100円～1,100円 → 成人歯科健診は無料 ・75歳以上の方、後期高齢者医療保険証をお持ちの方、市民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方は 無料</p>	<p>※特定健康診査の実施は医療保険者(保険証を発行している機関)ごとに異なります。保険証を発行している機関にお問い合わせください。</p>	<p>国民健康 保険課</p>
<p>⑬ インフルエンザ 予防接種</p>	<p>・生系保護世帯診査 (個別) ・女性の健康診査 (個別) ・肺がん検診 (集団と個別) ・大腸がん検診 (集団と個別) ・胃がん検診 (集団のみ) ・成人歯科健診 (個別のみ) ・子宮頸がん検診 (集団と個別) ・乳がん検診 (個別) → (集団) →</p>	<p>65歳以上の市民 60歳～64歳で心臓・じん臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、この4つのいずれかで1級の身体障害者手帳を持っている市民</p>	<p>1,000円 生活保護世帯は無料</p>	<p>1回のみ 10月～1月15日まで 但し、県内の他市町村で受けられる制度利用の場合は12月まで(制度利用の申し込みが必要)</p>	<p>高齢者 支援課</p>
<p>⑭ 健康教育・ 健康相談</p>	<p>・健康づくりのための知識の普及 ・健康に関する各種の相談 ・栄養相談</p>	<p>市民</p>	<p>無料</p>	<p>必要に応じて</p>	<p></p>
<p>⑮ 訪問指導</p>	<p>・保健師訪問 ・栄養士訪問 ・歯科衛生士訪問</p>	<p>在宅で生活しており、原則として介護保険に該当しない方</p>	<p>無料</p>	<p>市内5か所で実施</p>	<p></p>
<p>⑯ 地域の集い</p>	<p>・人との交流 ・健康に関する情報提供</p>	<p>病氣や障害により外出の機会が少ない方</p>	<p>会によって異なる</p>	<p></p>	<p></p>
<p>⑰ 高齢者健康増進 事業</p>	<p>はり、きゆう、あん摩等の施術費の一部を助成</p>	<p>市内に居住し、住民登録されている65歳以上の方</p>	<p>施術1回につき 800円を助成</p>	<p>助成券…申請月より、ひと月につき2枚を交付。但し、各種健康保険や生活保護法による施術との併用は不可</p>	<p>高齢者 支援課</p>

《 担 当 課 ・ 相 談 窓 口 》

松戸市役所		地域包括支援センター	
介護保険課 給付班	366-7067	本庁・矢切地域包括支援センター	363-6823
高齢者支援課	366-7343 366-7346 (はり・きゆう)	明第1地域包括支援センター	700-5881
国民健康保険課	366-1121 (健診)	明第2地域包括支援センター	382-5707
<健康推進課>	346-5601	東部地域包括支援センター	330-8866
・小金原保健福祉センター	384-1333	小金地域包括支援センター	374-5221
・常盤平保健福祉センター	366-7489	小金原地域包括支援センター	383-3111
・中央保健福祉センター			
		新松戸地域包括支援センター	346-2500
		常盤平地域包括支援センター	330-6150
		五香松原台地域包括支援センター	385-3957
		六実六高台地域包括支援センター	383-0100
		黒橋地域包括支援センター	374-5533